

大阪市告示第1276号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和6年9月20日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
特定非営利活動法人キ ャップセンター・ジャパ ン	大阪市阿倍野区旭町二丁目1番 1号104	令和5年7月11日から 令和10年7月10日まで
特定非営利活動法人子 どもネットワーク・ワル ツ	大阪市旭区新森四丁目6番21号	令和5年8月1日から 令和8年7月31日まで
地方独立行政法人大阪 市民病院機構	大阪市都島区都島本通二丁目13 番22号	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
公益社団法人2025年日 本国際博覧会大阪パビ リオン	大阪市住之江区南港北二丁目1 番10号ATCビルO's棟北館 4階	令和5年10月16日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人児 童虐待防止協会	大阪市浪速区日本橋五丁目14番 10号松竹ビル6階C	令和5年11月12日から 令和10年11月11日まで

NPO法人CPAO	大阪市生野区小路一丁目22番1号	令和5年9月7日から 令和10年9月6日まで
特定非営利活動法人こどもの里	大阪市西成区萩之茶屋二丁目3番24号	令和5年3月16日から 令和10年3月15日まで
特定非営利活動法人地球環境市民会議	大阪府中央区内本町二丁目1番19号内本町松屋ビル10-470号室	令和6年3月20日から 令和11年3月19日まで
学校法人睦美学園	大阪市阿倍野区阪南町三丁目22番8号	令和6年3月28日から 令和11年3月27日まで
社会福祉法人大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	令和6年1月1日から 令和11年12月31日まで
学校法人プール学院	大阪市生野区勝山北一丁目19番31号	令和6年1月1日から 令和8年9月26日まで
社会福祉法人聖家族の家	大阪市東住吉区南田辺四丁目5番2号	令和6年1月1日から 令和11年12月31日まで

(財政局税務部課税課)